

福岡市環境影響評価条例対象事業

事業の種類		規模要件	
1 道路	高速自動車国道	すべて	
	自動車専用道路	すべて	
	森林基幹道	すべて	
	その他の道路	4車線以上かつ延長 3km以上	
2 河川	ダム・堰	湛水面積 10ha 以上	
	河川改修	2級河川で延長 1km以上	
3 鉄道	鉄道・軌道	延長 1km以上・連続立体交差事業	
4 飛行場	新設	すべて	
	滑走路新設・延長に伴う変更	すべて	
	ヘリポート	面積 1ha 以上	
5 発電所	火力発電所	出力 5万 kW 以上	
	風力発電所	出力 1,500kW 以上 ただし、特定区域(*)及び 500m 以内に 住環境等がある地域は出力 1,000kW 以上	
	太陽電池 発電所	面積 50ha以上	または 土地造成 の面積 (市街化区域：20ha以上 市街化調整区域：10ha以上 特定区域(*)：5ha以上)
6 廃棄物最終処分場	面積 10ha 以上		
7 埋立て・干拓	面積 20ha 以上		
8 土地区画整理事業	面積 30ha 以上		
9 流通業務団地造成事業	面積 20ha 以上		
10 運動場又は レクリエーション施設	都市計画法 第2種特定工作物	市街化区域：面積 20ha 以上 市街化調整区域：面積 10ha 以上 特定区域(*)：面積 5ha 以上	
	都市公園、国定公園、 県立公園など	市街化区域：面積 20ha 以上 市街化調整区域：面積 10ha 以上	
11 住宅団地の造成	市街化区域：面積 20ha 以上 市街化調整区域：面積 10ha 以上 特定区域(*)：面積 5ha 以上		
12 土石の採取	市街化区域：面積 20ha 以上 市街化調整区域：面積 10ha 以上 特定区域(*)：面積 5ha 以上		
13 下水道終末処理場	計画処理人口 5万人以上		
14 ごみ焼却施設	処理能力 200 t /日以上		
15 工場又は事業場	排ガス量 4万Nm ³ /時以上 又は、排出水量 5,000m ³ /日以上 又は、敷地面積 5ha 以上		
16 その他の土地の造成	都市計画法に基づく 開発行為	市街化区域：面積 20ha 以上 市街化調整区域：面積 10ha 以上 特定区域(*)：面積 5ha 以上	
17	1から16までに掲げる事業と同程度に環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で、市長が審査会の意見を聴いた上で、特に必要と認めるもの		
※ 港湾計画	埋立て・掘込み面積の合計 150ha 以上		

(*) 特定区域とは、対象事業実施区域の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するもの又は、接するものをいう。

1. 標高 80メートル以上の地域
2. ため池若しくは治水池(池面積 2,000 平方メートル以上)、河川又は海岸(港湾区域を除く)
3. 風致地区、特別緑地保全地区、自然公園、史跡、名勝、天然記念物、保安林